

## 募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

1. 弊社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、弊社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 弊社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。
  - (1) 新規公開株の場合  
新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。
    - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に弊社抽選口に行われた需要申告又は配分の申込みのうち、個人のお客様からのものを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後3時以降）に弊社が行います。この場合、弊社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の10%を当該抽選に付すことといたします。
    - ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込み番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。
    - ③ 抽選の結果、当選しなかった場合でも、当選者のキャンセル等により繰上げ当選することがあります。
    - ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話等にてお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
    - ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。
      - イ. ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
      - ロ. 個人顧客の配分の申込み数量が弊社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合
      - ハ. 抽選の申込み数量が弊社における抽選数量に満たない場合
      - ニ. 抽選を行う数量が5単位に満たない場合
  - (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
    - ① 適合性の原則に関する基準  
弊社は、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。そのため、新規公開株の入手のために口座開設を申出られたお客様へは、証券総合取引申込書に記載された事項等をもってリスク許容度等について確認させていただき、あらかじめご了承ください。
    - ② 短期売買の排除に関する基準  
弊社は、新規公開株の特性を重視し、原則として長期安定的に保有していただけるお客様を中心に配分を行うこととしております。そのため、過去、弊社で配分した後、直ちに発行価格又は売出価格以下での売却を行われているお客様へは、需要申告の段階で保有に関する意思を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
    - ③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準  
弊社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。  
なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。
  - (3) 新規公開株以外の場合  
株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客様以外のお客様への配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
4. 弊社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。
  - ① 原則として、前回新規公開株の配分を行ってから次の配分を受けられるまでに1ヶ月間のインターバルを設けさせていただいております。
  - ② 抽選によらない方法による配分につきましては、原則として、お客様一人あたり10単位を配分数量の上限とさせていただいております。
5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなさったお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなさったお客様の両者の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合には、3.(1)①を参照。）ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が、弊社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、弊社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告又は配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の弊社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、弊社のホームページ、支店及び営業所の店頭においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6.までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7.に併せてお知らせいたします。
9. 弊社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②弊社の役員、③弊社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等、社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規程に明記し遵守に努める所存であります。  
なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みは受け付けません。
10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、弊社の使命であると考えております。